

1. 道州制の登場の経緯

(1)過去の道州制に関する主な動き

→過去にいくつもの案が出てきたものの、実現には至らず。

1927年 田中義一内閣による州庁設置構想(府県の上に州庁をおくもの)

1945年 地方総監部設置案

1957年 第4次地方制度調査会による道州制案

府県の廃止と官選(民選ではない)地方長を置く案を提起。反対が強く実現せず。

※その後、経済界や国、自治体、民間団体などから、100を超える道州制構想が出される。

(2)近年の道州制に関する主な動き

1989年 臨時行政改革推進審議会(臨時行革審)の第2次答申

経済のグローバル化をふまえ「都道府県制に代わる広域的な地域行政主体の形成をめざすべき」と提言。

2006年2月 第28次地方制度調査会が、「道州制のあり方」について答申。

これに基づき、道州制特区推進法を制定(実際には北海道のみが対象)。

2006年9月以降 安倍内閣に「道州制担当大臣」を設置

2007年1月 道州制担当大臣の下に「道州制ビジョン懇談会」を設置

2008年3月に中間報告を発表したが、2009年8月の政権交代を受け、同懇談会は消滅。

2008年11月 日本経団連が「道州制の導入に向けた第2次提言」を発表。

2012年9月 自民党の道州制推進本部が「道州制基本法案(骨子案)」を発表。

2. 現在検討されている道州制の主な中身

○都道府県を廃止して、全国に10程度の道州を設置。

→国・道州・基礎自治体(市町村)の3層構造に。

○国・道州・基礎自治体(市町村)の役割分担を見直す。

→国は「国家の存立に関わるもの」等、道州は「広域行政」等、基礎自治体は「住民に身近な事務」等を担う。

○道州の首長と議員は、直接選挙で選出する。

○道州の税・財源は、中央政府に依存しない税・財源とするとともに、必要な財政調整制度を設ける。

3. 道州制の導入に向けた計画

自民党の計画は、以下の3段階で道州制を実現するというもの、

(1)「道州制基本法」の制定

→マスコミ報道によると、自民党の道州制推進本部は、きたる1月28日召集の通常国会に、法案を議員立法で提出する予定とのこと。

(2)その後、「道州制実施法」の作成

(3)国と地方の協議の場で合意を得て、「道州制法」を制定する。

4. 道州制の内容をめぐる主な主張

(1)佐々木信夫著『道州制』(59~60頁)によるまとめ

●推進論の掲げるメリット

- ①行財政基盤を強化する。
- ②行政サービスが向上する。
- ③魅力ある地域圏、都市圏が形成できる。
- ④経済生活圏と行政圏を一致させる。
- ⑤大都市圏の一体的運営で経済活力も向上できる。

●反対論の掲げるデメリット

- ①そもそも国民は、道州制を望んでいるとは考えにくい。府県で育んだ文化を失う。
- ②制度を変える前に、現行の都道府県で広域連合をつくり広域対応したらどうか。
- ③道州制であまり区域を広げると、自治体に地域住民の声が届かなくなる。
- ④各道州の間で経済格差が広がり、勝ち組、負け組がはっきりしてしまう。
- ⑤あまり道州の権限を強くすると、国家全体が統一性を失いバラバラになる。

(2)その他の反対論

- 国・道州・基礎自治体という垂直的三層構造は、日本国憲法の地方自治の理念と相容れない。
- 推進論はメリットの1つとして、人件費削減(公務員削減)を挙げるが、日本の公務員は諸外国と比較するとむしろ少ない。
- ナショナルミニマムの解体が進み、住民の福祉が切り下げられる。
- (上記の反対論③と関連して)憲法上の地方自治の規定に抵触する。

5. 主な参考文献

- 佐々木信夫『道州制』(2010年)
- 岡田知弘『増補版・道州制で日本の未来はひらけるか』(2010年)
- その他、上記レジュメ中で掲げたもの。

以上